

道の勤労者向け融資制度「勤労者福祉資金」について

(新型コロナウイルスの影響により休職を余儀なくされた勤労者への特例措置の実施)

■勤労者福祉資金の目的

道内に居住する中小企業従業員(育児・介護休業者を含む)、非正規労働者、季節労働者及び離職者に対して、生活の安定と福祉の向上を図るため、医療、教育等の生活資金を低利で融資する。

■特例措置について

新型コロナウイルスの影響により、休職を余儀なくされた勤労者を支援するため、一定期間、融資の保証料を免除する。

(1) 勤労者福祉資金の取扱内容 (今回の特例措置)

| 区 分 | 現 行 | 特 例 |
|-------|----------------------------------|---|
| 融資対象者 | ・ 中小企業で働く方 ・ 非正規労働者の方 | <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、休職を余儀なくされた次の方</u> ・ 中小企業で働く方 ・ 非正規労働者の方 |
| 資金使途 | 医療、災害、教育、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費 | 同 左 |
| 融資金額 | 120万円以内 | 同 左 |
| 融資期間 | 8年以内 | 同 左 |
| 融資利率 | 年1.6% | 同 左 |
| 保証料率 | 年0.5% | <u>年0.0%</u> |

(注) 融資にあたっては、取扱金融機関の条件や審査がある。

(2) 保証料免除の特例措置期間

令和2年3月5日(木)から令和2年9月30日(水)までの受付分

【参考】

○勤労者福祉資金の取扱金融機関

北海道労働金庫、北海道銀行、北洋銀行、各信用金庫、各信用組合の本店・支店

○お問い合わせ

取扱金融機関に直接お問い合わせいただくか、

北海道経済部地域経済局中小企業課(011-204-5346)または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所まで